## 徳島県議会で審議されている「一年単位の変形労働時間制」問題についての緊急声明

~ 前代未聞の国会審議無視の県教委条例案を,撤回又は廃案に ~

2020.12.16

徳島県教職員の会

住所 徳島市川内町鶴島115 黄金ビル1階 徳島労連事務所内

電話 088-665-6644 (徳島労連)

090-2891-5189 (教職員の会事務局)

徳島県内の公立学校への「一年単位の変形労働時間制」(以下,変形労働時間制)導入を可能にする給特条例改正案(議務育議教等の教育職の給与等に関する特別措置に関する条例の一部政案)が12月10日,徳島県議会文教厚生委員会で多くの問題点が指摘されながら可決されました。

私たちが調査した40都道府県・政令市のなかで、12月の議会に条例案を上程したのは 徳島県と北海道のみです。異常に突出して条例制定をめざす動きに、拙速でないのか、正当 性はあるのかという疑問が県議会などで指摘されています。

県議会文教厚生委員会において、とりわけ問題になったのが、条例案が国会審議において 確認された正当な手続きを経て提案されているかという点です。つまり、**条例案に正当性が** あるのかという点です。

以下、具体的な事実に基づいて、条例案の正当性等についての見解を表明します。

- 1. 国会審議を無視、県議会を軽視した条例案の提出
- (1) 国会での法案審議で確認されたこと

昨年の法案審議で萩生田文部科学大臣は、次のように答弁しています。

「手続や段取りとしては、公立小中学校の場合、**まず各学校で検討**の上、**市町村教育委員会** と相談し、**市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会** が改正後の給特法や文部 科学省令、指針などを踏まえて<mark>条例案を作成</mark> …… 」 (命版年12月3日 ð・文類学委員会)

文部科学省初等中等教育局長は、次のように答弁しています。

「条例の制定等に取り組んでいただく際には、適切なプロセスを通じて働く教師の意思が反映されなければ職場の環境は変わりません。 したがって、当然のことながら、しっかり話し合いをしていただき、教育委員会、校長と現場の教師等が共通認識を持って …」

(令和元年 11 月 15 日 衆・文部科学委員会)

国会審議等で、条例案提出の手続きとして繰り返し確認されていたのは次のことです。

- ① 学校でしっかりと教職員が話し合いをする。
- ② 学校の代表者である校長が、教職員の意見を当該の市町村教委に伝える。
- ③ 各学校の意見を踏まえた市町村教委が、県教委に意向を伝える。
- ④ 市町村教委の意向を踏まえた<u>県教委</u>が、法令等を踏まえて条例案を作成する。
- \*ここでは上記4項目を、「条例案提出手続きの必要不可欠4項目」と呼ぶことにします。

## (2) 県教委が条例案を作成した手順

県議会の審議では、上記「条例案提出手続きの必要不可欠4項目」が実施されていたのかが厳 しく繰り返し問われています。その中で、県教委の教職員課長は、次のように答弁しています。

教職員課長…(文科大臣の国会答弁に基づいて条例案を作成しているのかと問われて)

…国会答弁を熟読している……5月の段階で**職員団体**の要望として変形労働時間制の導入を ぜひ検討してほしいといった声…要望を受けて夏検討して,**校長会,校長先生方を集めた会 議で説明**するとか,**市町村の教育長さんを集めた会議で説明** するとか…しまして…「確かに これ使えるのではないか」とか,「助かる先生がいるな」とか…聞いているので,大臣のご答 弁を無視しているとか文科省の…マニュアルを無視して…進めているわけではない…

教職員課長…(学校現場から議論をして積み上げていない。ボトムアップではなくて, トップダウンになっているのではないかと指摘されて)

…職員団体からの生の声,あるいは個々の教育委員から「この制度を使えるのではないか」という声,要望も承ってつくっている。実際に各学校では制度がないのに,「この制度を使えますか」とかいう問いかけとか調査は、我々はナンセンスだと思います し,……

条例案作成にいたる経過を繰り返し議員から問われていますが, 答弁の主な内容は,

職員団体のなかには、賛成・反対・中立等、さまざまな意見があると思われるにもかかわらず、 県教委が繰り返し取り上げたのは条例制定に都合のよい「職員団体」についてでした。また、教 育長会や校長会などで説明をしたと答弁していますが、県議会で質問した議員は、「(変形労働時 間制が)校長会の項目にはあったが、深い内容の議論はなかったように記憶している」との現職 の管理職から聞いた話を紹介しています。そもそも、教育長会や校長会での説明や意見交換等は 当然のことであるため、「条例案提出手続きの必要不可欠4項目」に該当しないものですが、その 会議の中身にさえ疑問が投げかけられています。

教職員課長は「国会答弁」を熟読していると答弁していますが、大切なことは、熟読している か否かではありません。問われているのは、条例案制定の過程が国会審議での確認事項である「条 例案提出手続きの必要不可欠4項目」を満たしているか否かです。

長時間の委員会審議の中で、「条例案提出手続きの必要不可欠4項目」のうちの1項目についてさえ「実施した」という答弁はありませんでした。

委員会審議で明らかになったことは、次のことです。

- ①「各学校でしっかりと教職員が話し合いをする」ことはなかった。
- ②「各校長が教職員の意見を当該の市町村教委に伝える」ことはなかった。
- ③「各学校の意見を踏まえ、各市町村教委が県教委に意向を伝える」ことはなかった。
- ④県教委は、「各市町村教委の意向」を踏まえずに条例案を作成した。

徳島県を除く四国各県はもちろんのこと、すべてといえる都府県は、12月議会に条例案を提出していません。提出していない理由は、「他県の動向をみて」「現段階で取り組むメリットがない」「制度の適用条件をクリアしていない教職員が相当数いる。多忙が解消されないと適用できない」「入れられる条件はない」など様々ですが、慎重な対応が目立ちます。

ところが県教委は、国会審議で文科省が約束した「条例案提出手続きの必要不可欠 4 項目」すべてを無視し、条例制定ありきで突き進んでいます。その姿勢は、県議会の委員会審議で「ボトムアップでなくトップダウンだ」と厳しく批判されました。

これに対し県教委は、「『国がこういう制度になったからよろしくね』ということではなく、… 『県がこうするからよろしくね』という説明をしていかなければなりません」「制度がないのに、 『この制度を使えますか』とかいう問いかけとか調査は、我々はナンセンスだと思います」と答 弁しました。

県教委は、この暴論ともいえる「条例ありき」の主張に基づき、教育現場や市町村教委の意向を聞くべきという「条例案提出手続きの必要不可欠 4 項目」に見向きもせず、条例案上程に突き進んだといえます。

また、県議会の答弁で県教委は、「この制度使えるのではないか」との声があったと紹介しながら、他方では、「制度がないのに 『この制度を使えますか』」という問いかけとか調査はナンセンスだ」と言い放っています。 はなはだしい自己矛盾を起こしながらの条例案上程だといえます。

## (3) 国会審議無視・県議会軽視の県教委の条例案に正当性は認められない

国会の審議内容,徳島県内での条例案作成の経過,県議会での県教委答弁などから,県教委が 国会審議を無視したことは明白です。そして,このような正当性のない条例案を県議会に上程す ることは,県議会を軽視するものだといえます。

県教委は、国会での文科省答弁、「適切なプロセスを通じて働く教師の意思が反映されなければ職場の環境は変わりません」(命元年11月15日衆・文部科学委員会 加初等中等教育局) という言葉を今一度かみしめるべきではないでしょうか。

## 2. 関係者する みなさまへの要請・お願い

12月18日の県議会本会議を前に、関係のみなさんに次のことを要請・お願い致します。

- (1) 県教委には、国会審議を無視し、教員・学校・市町村教委の意向を聞かず作成した条例案をただちに取り下げることを要請いたします。
- (2) 県教委が国会審議を無視し、教員・学校・市町村教委の意向を聞かず作成した条例 案を上程したことは、県議会を軽視するものです。県教委が条例案を取り下げない場 合、県議会には、県議会の尊厳と名誉にかけて県教委提出の条例案を12月18日の 本会議で廃案にするようお願い致します。
- (3) 県民、教職員のみなさんには、県教委が国会審議を無視し、教員・学校・市町村教委の意向を聞かずに一方的に作成し、県議会を軽視して上程した条例案がいかなる扱いになるのか、県教委と県議会の対応を注視するようお願い致します。

以上